

令和元年度（2019年度）市町村決算の概要について

< 普通会計 >

県内市町村の令和元年度（2019年度）決算規模は、歳入総額が1兆961億円、歳出総額が1兆615億円で、歳入、歳出ともに前年度と比べて増加しました。

令和元年度（2019年度）決算においては、以下のような特徴があります。

- ・歳入面では、地方税（市町村民税（県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲を含む）固定資産税）や災害公営住宅整備事業の本格化等に伴い、国庫支出金や地方債が増加した一方で、みなし仮設住宅の供与に係る災害救助事業費や被災農業者向け経営体育成支援事業の減等により県支出金が減少しました。
- ・歳出面では災害公営住宅整備事業の増等により土木費が、小中学校空調設備設置事業の増等により教育費が増加した一方で、八代市の環境施設建設事業や山鹿市の一般廃棄物処理施設整備事業の終了等により衛生費が減少しました。

財政健全化の判断指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準を超える県内市町村はありません。

【参考1】県内市町村の決算収支

（単位：億円、％）

区分		平成30年度	令和元年度	増減額	増減率
歳入総額	A	10,612	10,961	348	3.3
歳出総額	B	10,191	10,615	424	4.2
形式収支	C=A-B	421	346	76	18.0
翌年度繰越財源	D	117	74	44	37.3
実質収支	C-D	304	272	32	10.5

（注）表示単位未満を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。以下同じ。

< 公営企業会計 >

県内市町村の上水道事業、病院事業及び下水道事業等の公営企業の事業数は令和2年（2020年）3月31日現在で173事業（前年度比1事業減）となっており、決算規模は、1,670億円で、前年度に比べ、13億円（0.8％）減少しています。

前年度に比べ、建設投資額が減少したことが決算規模の主な減少要因です。

黒字の事業は153事業、赤字の事業は20事業ありましたが、資金不足が生じている公営企業会計はありません。

【参考2】県内市町村の公営企業数と決算規模

（単位：事業、億円、％）

	事業数			決算規模			
	平成30年度	令和元年度	増減	平成30年度	令和元年度	増減額	増減率
水道（含簡水）	52	51	1	401	366	35	8.7
交通	1	1	0	31	28	3	9.7
病院	14	13	1	557	589	32	5.7
下水道	84	84	0	666	644	22	3.3
その他	23	24	1	28	43	15	53.6
合計	174	173	1	1,683	1,670	13	0.8

<平成28年熊本地震の影響（普通会計・特定地方公共団体のみ）>

- 特定地方公共団体21団体の決算規模は、歳入総額が前年度から289億円増の6,740億円、歳出総額が前年度から327億円増の6,523億円となりました。

各種財政指標に対する平成28年熊本地震の影響は、以下のとおりです。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から0.1ポイント増加し、7.6%となりました。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還は今後本格化する見込みですが、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いことから、実質負担が抑えられ、今後も大きな影響は生じないと考えられます。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	前年度から7.5ポイント減少し、41.4%となりました。減少した主な要因は、地方債の償還額等に充てることができる基金残高の増加によるものです。 地方債現在高は熊本地震以降大きく増加しましたが、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いため、実質負担が抑えられ、大きな影響は生じていません。
財政調整基金	前年度から18億円増加し、408億円となりました。 増加した要因は主に今後の災害への備えを目的に積み立てているものです。

【参考3】特定地方公共団体の決算収支

(単位:億円、%)

区分	平成30年度	令和元年度	増減額	増減率
歳入総額 A	6,452	6,740	289	4.5
歳出総額 B	6,197	6,523	327	5.3
形式収支 C=A-B	255	217	38	14.8
翌年度繰越財源 D	85	57	29	35.5
実質収支 C-D	169	160	9	5.5

【参考4】特定地方公共団体の財政指標及び積立金

(単位:億円、%)

区分	平成30年度	令和元年度	増減	増減率
経常収支比率	91.6	92.1	0.5	-
実質公債費比率	7.5	7.6	0.1	-
将来負担比率	48.9	41.4	7.5	-
積立金現在高	980	1,019	40	4.0
財政調整基金	389	408	18	4.8
減債基金	109	127	18	16.5
その他特定目的基金	481	485	3	0.6

特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水上村、五木村が該当（21市町村））

<平成28年熊本地震の影響（公営企業会計・特定地方公共団体のみ）>

特定地方公共団体21団体の事業のうち、法適用事業では総収入が、23億45百万円、総費用が8億67百万円増加しました。主な増加要因は熊本地震以降、事業を縮小していた熊本市の病院事業が、新病院の本格的な診療を開始したためです。法非適用事業では総収入が3億79百万円、総費用が2億43百万円減少しておりますが、経理処理の変更等によるものです。

料金収入は、法適用事業では22億88百万円増加しており、主な増加要因は、熊本市の新病院の診療開始によるものです。法非適用事業では4億13百万円減少しており、主な減少要因は簡易水道事業の上水道への統合に伴う打切決算など、経理処理の変更等によるものです。

一般会計からの繰入金額は、法適用事業では3億31百万円減少し、法非適用事業は74百万円増加しました。主な増減要因は発災前に借入れた地方債の償還が進み、支払利息が減少したことや、各団体での繰出ルールの見直し等によるものです。

全体として熊本地震の影響は特に見受けられませんでした。

なお、黒字事業は69事業、赤字事業は6事業となっておりますが、資金不足の団体はありません。

【参考5】特定地方公共団体の決算状況

（単位：億円、％）

区分		平成30年度	令和元年度	増減額	増減率	
法適用事業	総収入	508	531	23	4.6	
	総費用	489	528	39	7.9	
	収益的収支	基準内繰入金	42	40	2	4.4
		基準外繰入金	28	28	0	1.4
	資本的収支	基準内繰入金	27	26	1	2.8
		基準外繰入金	2	1	1	52.9
法非適用事業	総収入	51	47	4	7.5	
	総費用	34	32	2	7.2	
	収益的収支	基準内繰入金	14	14	0	0.1
		基準外繰入金	4	4	0	2.4
	資本的収支	基準内繰入金	5	5	0	14.9
		基準外繰入金	7	9	2	20.0

【参考6】特定地方公共団体の料金収入

（単位：億円、％）

事業区分	平成30年度	令和元年度	増減額	増減率
法適総計	334	357	23	6.8
法非適総計	31	27	4	13.2

令和元年度(2019年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	経常収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高	基金			標準財政 規模
										うち財調 基金	うち減債 基金	うちその他 特目基金	
熊本市*	407,076	398,501	8,575	6,671	434	91.6	0.70	481,313	22,892	4,096	6,306	12,490	192,806
八代市	63,312	62,468	844	714	432	94.8	0.50	71,248	7,372	2,351	706	4,315	32,751
人吉市	18,702	18,360	342	320	254	99.9	0.44	16,111	1,345	147	156	1,042	8,842
荒尾市	23,764	23,645	119	78	273	91.1	0.49	15,722	6,584	3,757	806	2,022	11,744
水俣市	16,216	15,942	274	231	577	101.7	0.38	15,536	2,651	550	453	1,649	8,060
玉名市	35,523	34,248	1,275	1,242	66	99.7	0.44	35,204	9,174	5,257	1,089	2,828	17,852
山鹿市	31,426	29,011	2,415	2,360	1,076	99.8	0.34	34,481	14,719	6,671	5,069	2,979	16,656
菊池市	28,263	28,037	226	45	768	97.3	0.43	34,342	10,832	5,395	1,933	3,504	14,714
宇土市*	17,485	17,090	396	347	401	95.5	0.52	19,755	5,893	3,220	233	2,439	8,593
上天草市	21,558	20,937	621	446	1,334	97.7	0.25	17,810	8,110	3,334	619	4,157	10,075
宇城市*	36,470	35,155	1,315	938	513	95.0	0.41	38,334	15,112	9,457	730	4,926	16,947
阿蘇市*	20,758	19,630	1,128	807	577	95.0	0.36	21,521	4,820	1,547	120	3,153	9,506
天草市	60,704	59,079	1,625	1,535	1,590	95.0	0.27	53,365	15,058	8,900	1,978	4,179	31,300
合志市	26,885	25,993	892	761	245	91.2	0.68	21,355	7,823	3,578	986	3,259	13,042
市計	808,142	788,095	20,047	16,495	8,538	96.1	0.44	876,096	132,385	58,260	21,183	52,942	392,888
市計 (熊本市除く)	401,066	389,594	11,472	9,824	8,104	96.4	0.42	394,783	109,493	54,164	14,878	40,452	200,081
美里町*	9,104	8,655	449	190	266	94.4	0.24	8,181	3,507	1,799	498	1,210	4,208
玉東町	4,017	3,836	181	120	59	94.4	0.31	2,221	2,027	366	368	1,293	1,878
南関町*	6,618	6,476	142	140	15	91.9	0.41	6,983	2,759	791	117	1,851	3,349
長洲町	8,189	8,093	96	75	84	94.9	0.55	5,829	745	575	54	116	4,170
和水町*	8,632	7,590	1,042	961	27	94.8	0.25	7,862	7,180	2,996	1,036	3,148	4,205
大津町*	18,279	16,831	1,448	682	110	89.7	0.77	16,990	4,683	2,779	357	1,547	7,990
菊陽町	16,041	15,263	778	567	107	93.1	0.98	16,139	4,979	1,906	389	2,685	8,646
南小国町*	5,019	4,366	653	600	477	89.2	0.21	3,367	1,394	885	5	505	2,207
小国町*	6,518	6,054	464	430	253	90.0	0.24	6,233	1,017	583	84	349	3,205
産山村*	2,260	2,169	91	77	73	89.5	0.16	2,175	943	734	39	171	1,096
高森町*	5,835	5,640	196	181	122	87.8	0.24	5,040	2,697	1,505	10	1,182	2,811
西原村*	10,810	10,101	708	540	429	94.4	0.42	9,476	3,914	1,943	259	1,712	2,823
南阿蘇村*	17,316	16,383	933	819	465	100.5	0.26	20,578	5,121	1,390	294	3,438	5,032
御船町*	14,997	14,346	651	447	11	94.7	0.37	16,370	2,098	801	268	1,030	4,803
嘉島町*	8,510	8,076	434	46	233	96.5	0.69	7,931	2,080	1,375	135	569	2,718
益城町*	48,493	46,791	1,702	1,159	908	93.7	0.56	38,847	5,506	1,119	891	3,496	7,325
甲佐町*	9,067	8,653	414	352	513	88.1	0.31	11,177	2,116	1,202	168	746	3,447
山都町*	14,133	13,595	538	257	165	84.3	0.22	8,266	2,624	1,116	316	1,192	7,115
氷川町	7,407	7,100	307	292	321	96.4	0.29	7,472	2,699	2,036	70	593	4,070
芦北町	11,028	10,601	427	347	52	92.1	0.34	10,009	4,177	1,431	63	2,682	6,096
津奈木町	3,266	3,116	150	132	42	87.8	0.23	2,299	3,114	681	597	1,836	1,963
錦町	5,943	5,763	179	113	9	91.6	0.40	4,915	2,042	1,430	30	581	3,240
多良木町	7,179	6,807	372	329	5	88.3	0.24	5,438	2,302	1,078	503	721	3,900
湯前町	3,575	3,374	201	159	57	97.4	0.17	2,681	1,871	830	43	998	1,873
水上村*	3,747	3,385	362	324	54	88.1	0.15	3,831	3,119	823	523	1,772	1,702
相良村	4,259	4,099	159	107	32	91.5	0.20	3,123	1,569	1,177	52	340	2,083
五木村*	2,915	2,860	55	51	196	88.2	0.22	3,128	2,442	595	319	1,528	1,298
山江村	3,646	3,319	327	322	27	90.2	0.15	3,437	2,062	816	268	978	1,856
球磨村	4,525	4,278	248	161	29	83.2	0.14	3,593	1,560	1,115	6	439	2,182
あさぎり町	11,552	10,900	653	618	76	88.9	0.23	10,417	8,982	5,637	0	3,345	6,303
苓北町	5,038	4,886	152	110	105	91.5	0.50	7,113	926	675	143	108	3,313
町村計	287,919	273,404	14,514	10,708	275	91.5	0.34	261,120	92,254	42,189	7,904	42,160	116,908
市町村計	1,096,061	1,061,500	34,562	27,203	8,263	92.9	0.37	1,137,216	224,639	100,449	29,088	95,102	509,796
市町村計 (熊本市除く)	688,985	662,998	25,987	20,532	7,829	93.0	0.36	655,903	201,747	96,353	22,782	82,612	316,989

表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。
 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。
 また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。
 市町村名に「*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

令和元年度(2019年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	H30	R1	増減	R1 (早期健全化基準)	R1 (早期健全化基準)	H30	R1	増減	H30	R1	増減	H30	R1	増減		
熊本市*	90.0	91.6	1.6	- (11.25)	- (16.25)	7.7	6.6	1.1	116.6	126.7	10.1	10,167	10,402	235		
八代市	93.6	94.8	1.2	- (11.69)	- (16.69)	10.1	9.6	0.5	91.3	95.9	4.6	3,050	3,057	7		
人吉市	98.8	99.9	1.1	- (13.55)	- (18.55)	5.7	5.0	0.7	46.6	64.4	17.8	563	303	260		
荒尾市	89.5	91.1	1.6	- (13.09)	- (18.09)	9.4	9.3	0.1	-	-	-	4,948	4,562	386		
水俣市	101.1	101.7	0.6	- (13.73)	- (18.73)	11.3	10.7	0.6	42.8	52.6	9.8	1,642	1,002	640		
玉名市	96.4	99.7	3.3	- (12.60)	- (17.60)	8.1	8.1	0.0	6.6	0.3	6.3	7,099	6,346	753		
山鹿市	97.2	99.8	2.6	- (12.67)	- (17.67)	9.4	9.5	0.1	-	-	-	11,510	11,739	229		
菊池市	94.4	97.3	2.9	- (12.80)	- (17.80)	9.5	10.5	1.0	-	4.0	4.0	8,339	7,328	1,011		
宇土市*	94.8	95.5	0.7	- (13.61)	- (18.61)	9.4	9.8	0.4	22.1	2.7	19.4	2,978	3,454	476		
上天草市	94.8	97.7	2.9	- (13.32)	- (18.32)	11.7	11.9	0.2	-	-	-	4,809	3,953	856		
宇城市*	95.1	95.0	0.1	- (12.65)	- (17.65)	10.2	8.9	1.3	5.4	2.0	3.4	9,466	10,187	721		
阿蘇市*	93.2	95.0	1.8	- (13.42)	- (18.42)	7.5	7.7	0.2	69.0	57.1	11.9	1,667	1,667	0		
天草市	93.3	95.0	1.7	- (11.75)	- (16.75)	9.0	9.2	0.2	24.8	25.3	0.5	11,869	10,879	990		
合志市	87.8	91.2	3.4	- (12.94)	- (17.94)	5.2	5.7	0.5	-	-	-	4,280	4,564	284		
美里町*	92.5	94.4	1.9	- (15.00)	- (20.00)	5.6	5.9	0.3	-	-	-	2,317	2,298	19		
玉東町	94.4	94.4	0.0	- (15.00)	- (20.00)	4.9	4.5	0.4	-	-	-	793	734	59		
南関町*	92.4	91.9	0.5	- (15.00)	- (20.00)	7.9	8.1	0.2	-	7.0	7.0	908	908	0		
長洲町	95.7	94.9	0.8	- (15.00)	- (20.00)	9.1	7.6	1.5	60.3	47.0	13.3	546	629	83		
和水町*	91.1	94.8	3.7	- (15.00)	- (20.00)	9.0	10.1	1.1	-	-	-	4,100	4,032	68		
大津町*	86.8	89.7	2.9	- (13.75)	- (18.75)	10.6	9.6	1.0	-	-	-	2,948	3,136	188		
菊陽町	93.1	93.1	0.0	- (13.59)	- (18.59)	7.9	6.6	1.3	-	-	-	2,404	2,294	110		
南小国町*	99.0	89.2	9.8	- (15.00)	- (20.00)	6.1	5.9	0.2	38.1	12.0	26.1	766	889	123		
小国町*	88.4	90.0	1.6	- (15.00)	- (20.00)	10.8	9.7	1.1	35.0	34.7	0.3	606	668	62		
産山村*	88.7	89.5	0.8	- (15.00)	- (20.00)	9.2	8.3	0.9	-	-	-	822	773	49		
高森町*	90.7	87.8	2.9	- (15.00)	- (20.00)	5.8	5.7	0.1	-	-	-	1,411	1,515	104		
西原村*	95.7	94.4	1.3	- (15.00)	- (20.00)	4.3	5.4	1.1	-	-	-	1,494	2,202	708		
南阿蘇村*	97.4	100.5	3.1	- (14.98)	- (19.98)	7.0	8.0	1.0	14.1	24.7	10.6	1,396	1,684	288		
御船町*	94.7	94.7	0.0	- (15.00)	- (20.00)	6.9	8.2	1.3	112.2	98.6	13.6	874	1,068	194		
嘉島町*	91.2	96.5	5.3	- (15.00)	- (20.00)	7.2	7.6	0.4	67.8	68.7	0.9	1,663	1,511	152		
益城町*	93.8	93.7	0.1	- (13.94)	- (18.94)	8.1	7.9	0.2	21.4	32.2	10.8	1,629	2,010	381		
甲佐町*	88.1	88.1	0.0	- (15.00)	- (20.00)	6.2	6.4	0.2	59.4	55.1	4.3	936	1,369	433		
山都町*	86.7	84.3	2.4	- (14.01)	- (19.01)	5.3	4.8	0.5	25.5	16.6	8.9	1,319	1,431	112		
氷川町	93.2	96.4	3.2	- (15.00)	- (20.00)	5.2	5.9	0.7	30.4	39.8	9.4	2,275	2,106	169		
芦北町	92.3	92.1	0.2	- (14.40)	- (19.40)	4.2	4.1	0.1	-	-	-	1,497	1,495	2		
津奈木町	89.0	87.8	1.2	- (15.00)	- (20.00)	1.7	1.8	0.1	-	-	-	1,294	1,278	16		
錦町	89.3	91.6	2.3	- (15.00)	- (20.00)	9.1	9.2	0.1	85.5	76.5	9.0	1,430	1,460	30		
多良木町	93.3	88.3	5.0	- (15.00)	- (20.00)	9.1	8.6	0.5	49.3	41.7	7.6	1,578	1,581	3		
湯前町	99.0	97.4	1.6	- (15.00)	- (20.00)	3.8	4.2	0.4	-	-	-	922	873	49		
水上村*	82.9	88.1	5.2	- (15.00)	- (20.00)	6.4	8.0	1.6	-	-	-	1,487	1,346	141		
相良村	90.3	91.5	1.2	- (15.00)	- (20.00)	8.6	8.0	0.6	18.7	18.1	0.6	1,283	1,229	54		
五木村*	89.7	88.2	1.5	- (15.00)	- (20.00)	7.3	7.0	0.3	-	-	-	858	914	56		
山江村	93.1	90.2	2.9	- (15.00)	- (20.00)	9.7	10.7	1.0	-	-	-	1,211	1,084	127		
球磨村	82.7	83.2	0.5	- (15.00)	- (20.00)	5.9	5.5	0.4	-	-	-	1,117	1,121	4		
あさぎり町	88.8	88.9	0.1	- (14.31)	- (19.31)	8.5	8.3	0.2	-	-	-	5,589	5,637	48		
苓北町	94.7	91.5	3.2	- (15.00)	- (20.00)	12.4	13.0	0.6	121.5	107.6	13.9	726	819	93		
市町村平均 (単純平均)	92.4	92.9	0.5	-	-	7.7	7.7	0.0	50.6	44.5	6.1	2,902	2,879	23		

実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記している。

()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

前年度に引き続き、全団体が実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

実質公債費比率の早期健全化基準: 25%

将来負担比率の早期健全化基準 :350%

市町村名に「*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

用語の説明

【経常収支比率】：経常的な収入に占める経常的な支出の割合

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等がどの程度充当されたかを示すもの。

この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充てる財源があり、財政構造が弾力性に富んでいる。

【（経常経費充当の一般財源等額 / 経常一般財源等総額） × 100%】

分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・ 早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・ 財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：財政規模に応じて 11.25～15% 2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（連結実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・ 早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・ 財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：財政規模に応じて 16.25～20% 2 財政再生基準：30%

【**実質公債費比率**】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準 1以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 2以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：25% 2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【**将来負担比率**】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。